

国家資格等手続のオンライン化の対象資格拡大とオンライン手続時の都道府県経由事務の見直し

現
行

国家資格等情報連携・活用システム

- ・国家資格における手続のオンライン化のためのシステム
- ・第一弾として、32の国家資格の手続について、令和6年度から運用開始予定
- ⇒ 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師、製菓衛生師、登録販売者は、32資格に含まれておらず、本システムによるオンライン化の対象外。
- ⇒ また、32資格のうち、管理栄養士等13資格の免許申請は、都道府県を経由して手続する必要あり。

支障

- 各手続においては、申請書や戸籍謄本等を書面で提出する必要がある。
- 都道府県を経由することにより、都道府県の業務が圧迫されるほか、手続の所要期間も増加

✕ **申請者、都道府県双方の負担に**



見
直
し
後

○全国通訳案内士、クリーニング師、調理師、製菓衛生師、登録販売者を本システムによるオンライン化の対象に追加 ※1

○オンライン手続の場合の都道府県経由を不要とし、申請者が直接、国にオンライン申請 ※2

※1 本システムを活用しオンライン化する方向で、令和4年度中に検討。
 ※2 都道府県経由事務の廃止等について、令和5年中の可能な限り早期に検討。

効果

書面の提出不要、手続の迅速化

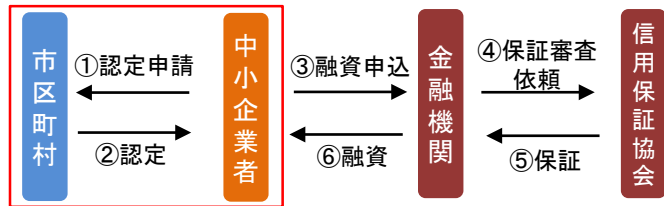
○ **申請者、都道府県双方の負担軽減**



セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に係る事務手続のオンライン化等

現
行

- 中小企業者がセーフティネット保証制度を利用するためには、対象事業者該当することについて、**市区町村長の認定**を受ける必要がある



支障

市区町村

- 新型コロナにより認定申請件数が急増し、**事務負担が増大**



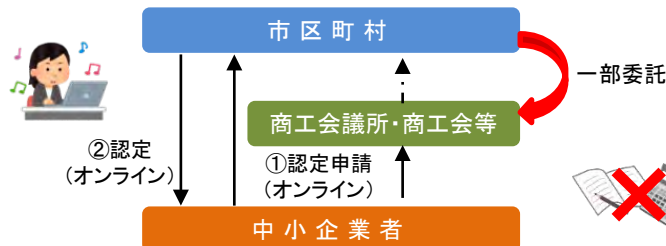
中小企業者

- 来庁又は郵送による**申請手続の負担**



見
直
し
後

- 認定申請手続をオンライン化
- 認定事務のうち**一部の補助的業務**について合意を前提に、**商工会議所及び商工会等の外部機関への委託が可能**であることを明確化する方向で調整・検討



効果

- 中小企業者の利便性向上**
- 申請事務の分散や認定要件の自動点検による**市区町村の事務負担軽減**
- 認定申請時に必要な支援情報を提供可能



※「セーフティネット保証制度」

…自然災害、構造的な不況等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に、一般の保証限度額とは別枠で融資を保証する制度のこと。

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とすること

現
行

- 市町村は、被災住家等について罹災証明書の申請があった場合は、**被害認定調査**を実施
- 調査に当たっては、**住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報**が必要
- 上記情報を得るために、**固定資産課税台帳等**を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「**秘密**」に該当するため、**利用できない**



支障

- 台帳を利用できないため、住家の図面を現地で作図する必要があるなど、**被害認定調査に時間を要する**
- 被害認定の基礎情報である「住家の構造(木造・非木造)」が、**現地では把握困難**な場合がある

➡ **罹災証明書の発行が遅延**



見
直
し
後

- 被害認定調査**において、**固定資産課税台帳等の情報の利用を可能**とする



効果

- 迅速・円滑な罹災証明書の発行**が可能に

➡ **被災者の生活再建の円滑化・迅速化に寄与**



建築主事の任用に必要な建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し

現行

建築基準法

- 地方公共団体において建築確認の事務を行う**建築主事**は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならない
- 建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、「一級建築士試験に合格し、**「実務経験(建築行政に関し、2年以上)」を積んでいること**



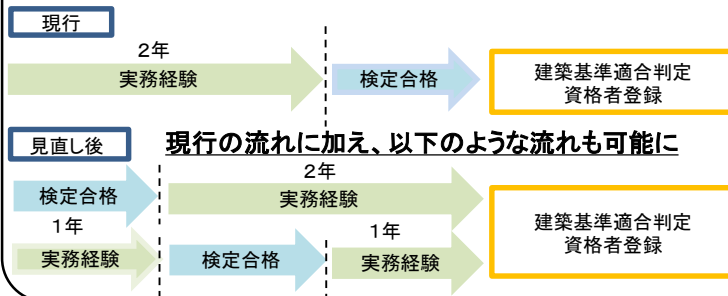
支障

- 多くの建築行政職員に実務経験を積んで欲しいが、実務経験として加算される部署への**人員配置には限界**がある。そのため、当該部署へ配置できなかった職員の**実務経験の習得が遅れ**、建築基準適合判定資格者検定の**受検も遅れる**
- ⇒**建築主事の継続的かつ安定的な確保に支障**が生じている



見直し後

- 受検資格として定められている**実務経験について、建築基準適合判定資格者の登録要件とする(受検の段階では実務経験を不要とする)**



効果

- 受検機会の拡大**により、当該検定に合格した者に実務経験を優先的に積ませることができ、**早期に建築主事に任用することが可能**となる

建築主事の継続的かつ安定的な確保、建築確認関係事務の執行体制の確保に資する



生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を省略可能とする見直し

現
行

- 国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合、世帯主から市区町村に、国民健康保険の資格喪失に係る届出が必要
- 市区町村は、生活保護受給者の対象者を把握していても、世帯主からの届出がなければ、国民健康保険の資格喪失の処理ができない



支障

- 世帯主からの届出がない場合は、勧奨通知の送付等の事務が発生
- 生活保護受給者が国民健康保険の保険証で医療機関を受診した場合、医療機関に対してレセプトの返戻をする等の事務負担が発生



省令の改正

見
直
し
後

- 市区町村の国民健康保険部局が、生活保護部局からの通知等によって、国民健康保険の被保険者が生活保護の受給を開始したことを把握できる場合には、被保険者の資格喪失に係る届出を省略可能とする



効果

- 届出に係る **世帯主の負担が軽減**
- 勧奨通知等の **市区町村の事務負担が軽減**



令和4年の地方からの提案に関する対応状況

分類 年				実現できなかったもの d	合計 e=c+d (件数)	実現・対応 の割合 c/e
	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b			
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%
R元	140	20	160	18	178	89.9%
R 2	142	15	157	11	168	93.5%
R 3	145	2	147	13	160	91.9%
R 4	198	15	213	22	235	90.6%

※精査中

※引き続き検討することとしたもの102件を含む

16